

採点表(審査基準)
【明石市立清水小学校給食調理業務委託】

区分	審査項目	審査基準	配点	評価			
				内訳	評価内容	点数	採点
企画提案評価	(1) 学校給食に対する理解	①学校給食の意義や特色に対する理解度	15	5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		②学校給食調理業務に取り組む意欲・姿勢		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		③学校運営への協力		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
	(2) 業務遂行能力	①大量調理施設における給食調理業務実績	55	10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		②業務責任者等の資格及び配置		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		③従業員の勤務体制、勤務ローテーション		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		④給食開始までの事前研修計画等		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑤雇用の安定性の確保		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑥業務遂行の組織体制（報告・連絡・責任）		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑦代替要員の確保体制		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑧企業の安定性		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑨損害賠償保険への加入		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
(3) 安全衛生管理体制	(3) 安全衛生管理体制	①安全衛生管理能力（自社マニュアルの確立状況等）	65	5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		②食中毒事故防止対策		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		③食物アレルギー事故防止対策		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		④異物混入事故防止対策		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑤新型コロナウイルス等感染防止対策		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑥危機管理体制		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑦定期的な自主点検体制		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑧従業員教育・研修体制		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
		⑨従業員の健康管理体制		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	

公共性（施策反映）評価	(1) 障害者の積極雇用		・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	15	2	あるない	2点0点	
	(2) 子育て支援への取組		・調書に記載された取り組みが、本市の子育て支援施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している普通不十分	2点1点0点	
	(3) 男女共同参画社会づくりへの取組		・調書に記載された取り組みが、本市の男女共同参画社会づくり施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している普通不十分	2点1点0点	
	(4) 若年雇用者育成のための取組		・調書に記載された取り組みが、本市の若年雇用者育成施策に適応し、かつ、充実した内容であるか。		2	充実している普通不十分	2点1点0点	
	(5) 更生支援のための取組	①保護観察所への協力雇用主登録	・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。		2	あるない	2点0点	
		②刑事施設出所者等雇用	※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る ・刑事施設出所者等を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等が整備されているか。		2	充実している普通不十分	2点1点0点	
	(6) 労働安全衛生のための取組		・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか		3	受けている受けていない	3点0点	
	価格評価		70点×参加者中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て		70			
	合計		⑦		220			0
	審査基準点		⑦×100/220 ※小数点以下切り捨て		100			0

※審査基準点が50点未満の場合は失格とする。(選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が一人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。)